

中山間地域水田農業の現状と展望

－定点観測1-1－

山 浦 陽 一

目 次

1. 企画のコンセプト
2. 問題意識
3. 中山間地域の水田農業の概況
4. 集落との連携を模索する大規模法人－西日本農業社－
 - (1) 地域農業の概況
 - (2) 野津町の水田農業の構造
 - (3) 西日本農業社の経営概況
 - (4) 経営規模の変遷と戦略
 - (5) 労働力構成の変化と背景
 - (6) 今後の展望－地主組織設立に向けて－
5. 林業からの本格的農業参入－中津江村農林支援センター－
 - (1) 中津江村の地域農業の概況
 - (2) 農林支援センターの現状
 - (3) 設立からの経緯
 - (4) 今後の展望と関係機関の支援
6. まとめ

1. 企画のコンセプト

本企画では、中山間地域の農業・農村の将来像を展望する上で、参考となるであろう特徴的な事例の定点観測を行う。その際、当該事例の経営・活動状況や経緯はもちろん、その時点での将来展望を把握し、次回調査との接続に備える。取り上げるテーマとしては、水田農業、生活インフラ、コミュニティ組織などを考えている。毎年ひとつのテーマに絞り、大分県を主なフィールドに、

2-3の事例を取り上げる。4-5年ごとに同じ事例を取り上げ、その変遷を追う。なお、事例を取り上げるにあたり、問題意識や論点の整理は行うが、主眼はあくまで事例の定点観測であり、その時点で何らかの結論を導き出すことには重きを置いていない点を、あらかじめ断っておく。

初回である本稿では、中山間地域の水田農業をテーマに、大分県内の2事例を紹介する。

2. 問題意識

水田農業は様々な作業から成り立っている。圃場内での田植えや稲刈り、農薬や肥料散布、その前後の育苗や乾燥調製、畦畔の草刈や水管理、水路や農道の維持補修などの農作業に加え、様々な事務作業があり、周辺農家や地主、行政、JA等とのコミュニケーションなども避けて通れない。

機械化が進む作業では規模の経済が働き、大規模な経営ほど効率的に作業ができる。他方肥培管理や畦畔の草刈、農道・水路の維持補修、土地利用調整等は、一般に大規模経営が苦手としている。しかし平場では区画の大規模化、パイプライン化、農地の寡占化後のゾーニングなどを通じてそれらの要素を緩和し、自己完結的な経営に近づくことは不可能ではない¹⁾。

それに対し中山間地域では、小区画不整形な圃場が多く、団地としてのまとまりも小さい。地形的な条件不利性から機械作業についての規模の経済は働きにくく、個別の大規模経営の育成は難しい。また畦畔は大きく、水路や農道は長く管理の効率化も困難である。また獣害や不在村地主の問題など、中山間地域でより深刻化する問題も多い。中山間地域で地主や集落に頼らず、耕作者が自己完結的な経営を確立することは難しい。したがって中山間地域の水田農業を維持させるためには、効率化しづらい機械作業を誰が担うのか、機械作業以外については、地主、集落の力をどう引き出し、持続させるのかが問われる。

前者については、個人・家族、集落営農、公社（第3セクター）、土建業等の他産業からの企業参入が検討されてきた。集落営農が一定の広がりを見せているが、決定打とはなっておらず、現状はまだ個別の小規模、高齢、兼業農家が中心である。まだ光が当たっていない主体がいれば、それを取り上げ、担い手

としての可能性を検討する必要がある。

後者も大きな研究テーマである。仮に機械作業を担う主体が見つかったとしても、それだけでは中山間地域の水田維持は困難である。農道や水路の維持管理、畦畔の草刈、防護柵の管理等を引き受ける主体が必要である。機械作業の主体には様々な可能性がありうるが、機械作業以外はどうしても地主、集落が一定の役割を担わざるをえない。その地主、集落も、高齢化や離村、相続による不在村地主化が進んでおり、共同作業や、各種事務作業、利害調整が難しくなっている。また先行きの不透明さから、圃場整備や獣害対策等の新規投資にも消極的になっている。地主、集落の主体性、積極性をどう引き出し、様々な作業を担ってもらうかが問われる。

本稿では以上の2点を念頭に、中山間地域の水田農業に取り組んでいる、もしくは取り組もうとしている2つの経営、地域を取り上げる。ひとつは深刻な獣害の中で地主・集落との関係を模索する臼杵市野津町の「(株)西日本農業社」、もうひとつは、2014年度に林業から農業へ本格的に参入する日田市中津江村の「(株)中津江村農林支援センター」である。まず第3節で中山間地域の水田農業の概況を確認した上で、第4節、第5節でそれぞれの事例を取り上げる。

3. 中山間地域の水田農業の概況

本格的な構造分析は本稿の課題ではない。ここでは中山間地域の水田農業の概況について、最近の研究から整理する。まず2010年センサスの分析結果だが、周知のように2005年から2010年にかけて総農家戸数は大幅に減少した。橋口²⁾によれば、その中では中山間地域は減少率が小さい。それとは逆に、同じく橋口³⁾によれば、経営耕地面積の減少率は中山間地域が大きい。

このギャップの最も大きな理由は個別大規模経営や集落営農の組織化の動向であろう。この間、昭和一桁世代のリタイアの加速化や2007年の「品目横断的経営安定対策」により、大規模経営への農地集積や集落営農の組織化が進んだ。しかしそれらは平地で進んでおり、中山間地域はそれに追いついていない。例えば表1にあるように集落営農のカバー率は平地が3割なのに対し、中山間地域ではその2/3から1/2にとどまる。平地では個別の大規模経営や、集落営農に農

地が集まり、出し手は離農するため農家は減少するが、地域としての農地面積は維持される。それに対し中山間地域では、大規模経営の育成や集落営農の組織化が進まず、旧来からの小規模な個別農家中心の農業構造が維持されており、農家数の急激な減少は見られない。他方で離農者が放出する農地の受け皿は乏しく、水田の減少が続いている、と解釈できる。

表1 中山間地域における集落営農のカバー率

	2012集落営農調査			農林業センサス			集落 営農 カバー 集落率 ①/③	集落 営農 参加 農家率 ②/④
	集落 営農数	集落営農 を構成 する農業 集落数①	構成 農家数 (万戸) ②	2010 農業 集落数 ③	2010 総農 家数 (万戸) ④	2005 水田率 70%以上 集落率		
全国	14,634	28,590	53.5	139,176	252.9	50.6%	20.5%	21.2%
平地農業地域	6,397	11,369	22.2	36,246	79.0	59.2%	31.4%	28.1%
中間農業地域	4,525	8,766	16.4	45,894	76.9	48.7%	19.1%	21.3%
山間農業地域	2,117	4,148	6.6	26,275	33.2	45.9%	15.8%	19.9%

資料：橋口(1)表2-1、各年次農林業センサス及び平成25年度集落営農実態調査報告書より作成。

注：2010年センサスの農業地域類型別の資料はまだ公表されておらず、橋口(1)の計算を利用し総農家戸数を推定した。

まだ農地面積等には反映されていないが、地主、集落の脆弱化、疲弊も深刻化しつつある。中山間地域では、2000年より中山間地域等直接支払制度（以下中山間支払）が実施されている。5年ごとの更新で2013年度は第3期対策の4年目にあたる。拙稿⁴⁾で整理したように、第3期では第2期から面積、交付金額ともほぼ変わっておらず、また体制整備単価（10割単価）を受ける協定が大幅に増えるなど、積極的に評価できる数値もある。しかしそれらはあくまで表面上のことであり、実際には極限までの要件緩和でどうにか保っている数値に過ぎない。また全体としてはほぼ横ばいの協定面積も、県ごとに見れば30県は減少に転じており、5%以上減少している県も18ある。

中山間支払は個人ではなく集落、地域単位での資源管理、担い手育成を目指した点が特徴で、その点が高く評価されてきた。しかしこれにもほころびが見え始めている。制度では2010年度までは交付金の半額を共同で使うことが推奨

され、実態としても2008年度までは毎年共同での利用割合は上昇を続けてきた。しかし2008年度の57.5%をピークに減少に転じ、2012年度は54.6%となっている。農道、水路の補修や機械、設備の導入などが一段落したケースもあるが、課題は残っていても、それに取り組む意欲や力を失いつつある地域も少なくない。

以上のように中山間地域では、平地に比べ農地の減少に歯止めがかかっておらず、その背景には大規模経営や集落営農の組織化が進んでいないことがある⁵⁾。集落営農等の担い手も面的には十分広がらず、中山間地域の水田農業の後退に歯止めをかけた、とはいえない。それらの担い手がいなくても、集落での相互扶助により農業を維持してきたが、交付金配分割合の変化に見られるように、徐々にそれも難しくなり始めている。経営や機械作業を担当する「2階部分」と、地域資源管理や土地利用調整等を担う「1階部分」、双方が課題を抱えているといえる⁶⁾。以下では誰が2階部分を担うのか、1階部分を担当する地主、集落の力をどう維持し引き出すのか、具体的な事例から検討する。

4. 集落との連携を模索する大規模法人－西日本農業社⁷⁾－

(1) 地域農業の概況

臼杵市は、2007年に大分県の南東部、豊後水道に面した旧臼杵市と、内陸の野津町が1市1町で合併し誕生した。野津町は1955年に1.5万人だった人口が1975年には1.2万人、1995年に1.0万人、2005年で9千人と減少傾向が続いている。野津町の産業としては、100人規模の医療機器メーカーの工場を筆頭に、いくつかの工場があるものの、農業が地域経済の中心となっている。また大分市・臼杵市・佐伯市・豊後大野市（三重町）中心部までそれぞれ15-45分の距離にあり、それらへの通勤が十分可能である。

野津町の農業は、畑作が大きな割合を占めている。土地利用面では、台地上の畑と谷底の水田から構成され、面積上は田と畑・樹園地がほぼ半々だが、経済規模では畑作が中心となる。台地上の畑は区画も大きく、灌漑施設も整備され、葉タバコ、甘薯、ピーマンを中心に、その他野菜、茶等が生産されている⁸⁾。

野津町の水田の特徴は以下の3点である⁹⁾。農業地域類型は中間、もしくは

山間農業地域となっているが、急傾斜地は多くない。中山間支払も、6協定、42.1haがあるが、農業集落は2010年で111あり、傾斜地はマイナーな存在といえる。従って、中山間地域ではあるものの、急傾斜地が多く、機械作業が困難という地域ではない。

2つ目は、集落ごとの水田面積の小ささである。2000年センサスの属地データで7.7ha、5ha以下も37集落（40.2%）あり非常に小さい。野津町では水田農業での大規模経営や、集落営農が少ない理由のひとつが、この集落の水田規模の小ささにある。

最後は甚大な獣害と防護柵設置である。防護柵については、2006-2010年度まで県事業として実施され、野津町では41地区で柵が設置された。受益面積326.7ha、104kmの総延長である。2011年度は6地区、約10kmに設置したが、その後も20地区前後から助成の希望があがっている¹⁰⁾。

（2）野津町の水田農業の構造

次に野津町の水田農業の構造を、各年次農林業センサスを用いて整理する。まず稲作単一経営農家の多さである。2010年の販売農家ベースで、51.9%が稲作単一経営となっている。産出額では畑作の方が大きいですが、農家の構成では稲作が中心である。ただしそれらの農家は1ha未満の小規模兼業・高齢専業農家であり、それらの小規模農家中心の水田農業の構造となっている。ここ10年間で農家減少率は2割前後あるが、県平均からすれば高くない。

販売農家の経営田面積も2割前後の減少である。農家戸数と経営田が平行に減少しており、残存農家の規模拡大はほとんど進んでいない。それに関連して、販売農家の経営田に占める借入面積割合は26.1%で、県平均の33.0%よりも低い。離農は一定程度あるが、その放出農地は残る農家には集まっていない。従って離農者から放出された農地は、耕作放棄されるか農家以外の事業体へ集積していることになる。

作業受委託も進んでいない。委託した農家は一番多い稲刈り・脱穀で111戸、29.0%だが、県平均は46.3%で大きな差がある。田植えは84戸、耕起・代かき19戸などとなっている。

2010年時点での野津町の販売農家戸数は788戸で、自給的農家332戸、土地持

ち非農家465戸、三者の合計は1,585戸である。自給的農家と土地持ち非農家の合計が販売農家戸数と拮抗している。また2005年では、それぞれ916戸、284戸、429戸、計1,629戸だった。販売農家は14.0%減ったものの3者の合計は44戸、2.7%とわずかな減少にとどまる。農業は縮小、離農しても離村はせず、自給的農家、土地持ち非農家として地域に留まっているケースが多い。従って、例えば共同作業に出役できる人数も減っていない、ということになる。

市農業委員会によれば、2012年3月現在、臼杵市全体で170人近い認定農業者がいるが、5ha以上の田を経営するのは3経営体のみで、いずれも野津町内にある。1つは葉タバコ中心の専業農家で、2世代3人で田14.1ha、畑8.2haを経営する。2つ目は集落営農法人で、拠点となる小字を中心に大字単位で活動している。経営規模は田7.6ha、畑3.5haである。そして最後が、西日本農業社である。農業委員会の資料では、田20.2ha、畑4.6haを経営していることになっている。これ以外に、認定農業者になっていない5ha前後の経営もいるが、兼業中心で規模拡大の意欲はない、とのことである。

次に集落営農だが、大分県は全国的にも集落営農の組織化が進む県のひとつである。その中で臼杵市は組織化が進んでいるとはいいがたい。2011年の組織数は臼杵市全体で20、法人は4つである。そのうち野津町には8組織、法人が3つある。3法人のうち2つは特定農業法人、先に触れたように5ha以上は1つ、転作のみが1法人（大豆用コンバイン導入を契機に法人化）となっている。任意組織の5つはすべて機械の共同利用組織で、法人化等のステップアップを計画している組織はない。

集落営農の組織化が進まない要因としては、先に触れた集落の水田面積の狭さのため、集落内の水田をすべて集めても専任の雇用確保や機械の効率的な利用は困難であり、組織化は出来ても機械の共同利用に留まること、多くの集落で圃場整備が1980-90年代に実施されており、当時は圃場整備を契機とした組織化や担い手育成の視点が弱かったこと、そして市の農業政策が畑作・企業参入に重きを置いていることが挙げられる。

以上のように担い手の育成が進まない中で耕作放棄が進行している。2010年センサスでは529戸が214haの耕作放棄地を所有しており、これは野津町の経営耕地と放棄地の合計の14.9%にあたる。

ちなみに野津町の小作料の相場は9-10千円（≒60kg、圃場整備済み）で、未整備田や、整備田であっても獣害用の防護柵がなければ5千円（≒30kg）、場合によっては無償となっている。

（3）西日本農業社の経営概況（表2）

西日本農業社は、水田農業（米麦）と、乾燥調製を中心とした農作業受託、それに周辺農家から米を集め出荷する卸業、さらにベビーリーフの調製・販売¹¹⁾、生姜の加工・漬物製造、販売を営む。生姜の加工、漬物の製造、販売は2012年11月の立ち上げでまだ軌道に乗っていないが、ベビーリーフ事業がその分をカバーし、水田農業の収支はほぼ均衡している。

野津町の中心部に隣接する集落に事務所・倉庫等を置いている。社長の両親

表2 西日本農業社の概要（2013年・2011年）

経営概況	米麦経営、作業受託、ベビーリーフ調製販売、生姜加工等
労働力	常時雇用・・・男性1人（30代、ライスセンター） 女性6人（ベビーリーフ、加工） 臨時雇用・・・男性7人（機械オペ、除草）、女性4人
主な機械装備	トラクター・・・30ps2台 田植え機・・・5条乗用1台 コンバイン・・・25ps、45ps、汎用型1台 乾燥機・・・50石2台、24石3台、18石1台、15石1台 12石1台、11石1台、8石1台
経営耕地（2011）	田・・・22.5ha、228枚、地主94人、20集落 畑・・・10.5ha、84枚、地主38人、7集落
作目（2011）	主食用米・・・6.7ha、57枚（主にヒノヒカリ） 飼料用米・・・4.5ha、41枚 麦・・・15.1ha、137枚（主にニシノカオリ） その他・・・6.6ha、81枚（保全管理・飼料作物等）
作業受託（2011）	耕うん・代かき・田植え・稲刈（10.1ha、36人、21集落）・乾燥調製（28ha）・籾摺り（27ha）、畦塗り、麦刈り
米麦の販路（2011）	主食用米・・・大分市の飲食店、弁当業者を中心に 全量を独自に販売（単価：8-9,000円/60kg） 麦・飼料米・・・醸造、養鶏業者へ販売
経緯	2004年 「有限会社西日本農業社」設立（農業生産法人） 2005年 経営面積 1.5ha 2008年 経営面積 8.8ha 2011年 経営面積 22.6ha、豊倉集落で特定農業法人に 2013年 労働力を地元リタイア層の臨時雇用へ切り替え

資料：西日本農業社提供資料および聞き取り調査より作成。

注：2011年とないものは2013年のヒアリングに基づく。

は野津出身だったが、大分市に転居し他産業に従事していた。社長も大分市で生まれで、現在も大分市から片道1時間弱を通勤している。

2013年度の労働力としては、社長と両親（会長夫妻）に加え、30代男性1人、女性6人が常勤である。男性は2013年の秋からの雇用で、乾燥調製の作業に当たり、今後は圃場での作業も担当する。女性は2人がベビーリーフの調製、2人が生姜加工・販売で、残り2人はベビーリーフ、生姜の手の足りない作業に当たる。これに臨時労働力が水田で7人、生姜で4人程度が加わる。水田の7人の内訳は機械のオペレーター3人（うち1人は農機メーカーのOB）と草刈に地元から4人という構成で、全員野津町内在住の50-60代である（日給7千円から1万円程度）。

水田関係の主な機械装備はトラクター2台、田植え機1台、コンバイン3台、乾燥機10台となっている。乾燥機が多いのは、ライスセンターを個別乾燥方式で運営しているためである¹²⁾。

経営耕地は、地目別に田22.5ha、畑10.5haとなっている（2011年度・利用権設定していない農地を含む¹³⁾）。田は228枚、地主94人、20集落、畑は84枚、地主38人、7集落に分布している。

作業受託については、稲刈と乾燥調製を取り上げる。まず稲刈だが、2011年、委託者は36人（全員乾燥調製も委託、内10人は田植えから）、10.1haの作業を受けている。集落としては21集落に分散し、うち15集落には経営耕地がなく、作業受託のみである。ただ農地の分散については、遠方の集落の場合、地主や委託者が機械を置かせてくれるようになり、運搬の手間は省けるようになっている。乾燥調製は約28ha分を受ける。町内にはJAのライスセンターや、乾燥機を持つ別の米卸会社もあるが、先に触れたように、西日本農業社ではそれらとの差別化のため、少量でも個別乾燥を行っている。

次に作目について見ると、2013年度は稲12ha（ヒノヒカリ7ha、みつひかり3ha、飼料米1ha、にこまる1ha）、麦13haだった。麦は主に醤油用の小麦で収穫時期が遅く、二毛作ではない。麦は田と畑の両方で作付けがある。なお畑は防護柵の設置が完璧ではない箇所が多く、そこでは独自に電柵を設置している¹⁴⁾。

米よりも麦が多い理由は、米と麦をめぐる交易条件にある。まず低米価のた

め、作業受託の方が経営の安定に繋がる。従ってまず乾燥調製と刈取作業をめいっぱい受ける。作業や販路のバランスも考えつつ、残りの余力で稲刈り可能な面積の稲を作付ける。そして残りの田と畑はすべて麦となる。稲か麦かは、当該集落の防護柵の有無、用排水条件、共同作業への出役義務の有無等を考慮し判断する。

主食用米は全量独自販売している。大分市内の飲食店、弁当業者を中心に、ヒノヒカリで平均8千円/30kgで販売している。農協に出せば仮払いで5千前後、最終的にも6千円前後である。ただし8千円には保管や配達、事務作業等のコストも含むため、あまりうまみはない。

後述のように2012年度までは水田部門で2人の常時雇用がいたが、米麦の販売金額では、1人分の人件費にしかならず、麦の助成金等の営業外利益でもう1人分の人件費をまかなっていた。場合によってはライスセンターの黒字で水田経営の赤字を補填することもあった。さらに日常的な運転資金分は恒常的に不足していたという。

野津町内では、農道・水路についての作業は、基本的に年1回、通水前に集落ぐるみでの草刈り、水路の泥上げ・補修作業がある。西日本農業社では、2011年度に経営耕地のある22集落中、共同作業に参加するのは2集落のみである。会社の所在地であり、社長の父である会長の出身地でもある地区には会長が参加する。もう一集落は後にふれる豊倉集落で、こちらは地元の親戚に、会社から労賃を支払い参加してもらっている。

この2集落以外にも共同作業への参加、出不足金の支払を求める集落はあったが、断るか、どうしても出役等を求められる場合は返却している。なお麦のみを作る集落では、用水を使わないため、はじめから要請がないケースが多い。共同作業は育苗、耕うん作業の時期に、どの集落でもほぼ同時に実施されるため、稲だけでも20集落に分散する西日本農業社が、すべての集落の作業に従業員を参加させることは難しい。

(4) 経営規模の変遷と戦略

西日本農業社は、社長の農協退職後2004年8月に設立され、機械・設備が整って営農を始めたのは2005年度からである。社長の祖父が持っていた自作地の中

心に1.5haからのスタートだった。翌年には稲4.0ha、麦1.5ha、3年目の2007年は稲6.0ha、麦3.0ha、その後稲は2011年まで6.0haで横ばい、麦は2011年までに徐々に拡大し15.0haとなった。米麦以外の土地利用も含めた面積は、前述の通り田22.5ha、畑10.5haである（利用権設定分は田20.2ha、畑4.6ha、2011年）。

2010年度からは、新規の借入と並行して一部圃場の返却もはじまっている。2010年度（2009年度まで利用）には1.2ha、19枚（4集落、地主7人分）、2011年度は1.0ha、14枚（3集落、地主5人分）、そして2012年度には一挙に9.2ha、64枚（10集落、地主30人）を返却する。2010年、2011年は地主の営農復帰や転用等、地主側の事情での返却もあったが、2012年度はほぼ西日本農業社からの申し出による返却である。

2012年度に返却した9.2haの内訳は、前年度に稲を栽培した圃場が0.6ha、5枚、麦栽培が4.8ha、28枚、その他が（保全管理、飼料作物）3.8ha、31枚となっている。理由は現有の労働力、機械設備での耕作可能な面積を超えたためである。特に麦の収穫可能量の超過が大きい。2011年度、収穫時期の天候不良も重なり、適期に作業ができず、3割の麦が収穫できなかった。返却農地のうち、前年が麦だった圃場が多いのはそのためである。

また耕作せずに管理のみだった圃場の多くも返却した。設立当初は規模拡大を優先させ、多少条件の悪い圃場も借入してきた。返却したい圃場があっても、その後の評判の悪化の可能性も考慮し、管理し続けるケースも多かった。またそもそも社長の就農の動機が、農地の維持保全であり、耕作にかかわらず、できる限りの農地を管理したい、という思いも背景にあった。

このように2010年から2012年にかけて、条件の悪い圃場については借入を断るようになったが、2013年には返却した事例はない。条件の悪い圃場は既に概ね返却し、それ以外では後述のように地代の減額、防護柵の設置、労働力編成上の制約も小さくなったためである。

2012年度、3月時点で、新規に借り入れる圃場が8枚、1.5ha（6集落、6人分）あった。その後2013年度にも新たに水田の借入を進めている。例えば後述の豊倉集落でも6枚、3人から借入している（図1）。

例えば現在耕作する集落の中で、最も条件の悪いA、Bの2集落でも、2013年度に新しく農地を借り入れている。A集落は防護柵の設置が完璧でなく、被

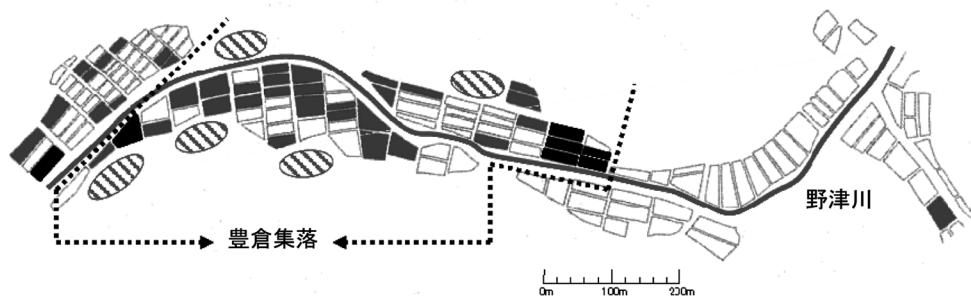


図1 豊倉周辺における西日本農業社の農地の分布

資料：西日本農業社資料およびヒアリングより作成。

注1：網掛けが西日本農業社の経営する田（灰色は2011年時点での経営地、黒は其の後の借入地・7枚）斜線は豊倉集落の居住地を指す。

2：他の河川や道路、他集落の居住地は煩雑になるため省略した。

害があるが、作業委託者の他界に伴い利用権設定をすることとした。またB集落は、特定農業法人にもなっている集落営農法人があり、また水の条件が悪く水利費が1万円/10aかかり、バルブの開け閉めも煩雑だが、地主の依頼で50aを新たに借り入れた。ただ以前のように西日本農業社が主体的に動いて圃場を確保することはしていない。地主やその親類からの依頼で引き受けた圃場ばかりである。

なお小作料は、参入当初1万円/10aだったが、8千円程度に切り下げる交渉を進めている。会長夫婦が交渉にあたるが、地域全体の相場も下がる中で、基本的に断られることはなく、2013年までに一部参入当初に借りた圃場を除き8千円以下となっている。特に用水確保に難があり、麦を植えている圃場は5千円、防護柵の設置が完璧でなく被害のある圃場では使用貸借も増えている。

小作料引き下げと同時に、集落ぐるみでの防護柵設置についても要望しているが、当初はなかなか進まず、賛同しない地主の負担分を西日本農業社が負担するケースもあった。しかし防護柵設置のため、農用地利用改善団体を組織し、西日本農業社を特定農業法人として受け入れた豊倉集落の事例もあり、2013年現在、西日本農業社が耕作する集落でまったく柵のない集落はなくなっている¹⁵⁾。西日本農業社では豊倉地区内の水田6ha中3ha、27枚（地主12人）を耕作していた。集落のほぼ半分の農地を占めており、このシェアを背景に防護柵設置を集落に要望、併せて農用地利用改善団体の組織化も推進した。この豊倉の事例が浸透したことで、他集落でも西日本農業社の受け入れを前提に柵の設置

が進んでいる。

2012年度以降も乾燥調製を中心に作業委託希望が増えている。社長は、それらの作業委託者の水田が利用権設定へ順次移行すると見ており、5年程度先には、現在の2倍近い経営面積になってもおかしくない、という。そのため現在の作業委託者の年齢や所在地、経営規模や今後の意向についての把握を進めることにしている。

(5) 労働力構成の変化と背景

労働力の編成については、2012年度までは水田部門で30代男性2人を常時雇用し、農繁期に社長、会長夫婦を含め4-5人の臨時労働力が加わる、という体制だった。基本的に専任の男性2人が圃場での米麦の作業、データ管理、また米の配達も担当した。またライスセンターは稼働時期に専属スタッフを別に配置していた。

しかし常勤だった2人とも2013年度には退社してしまう。1人は実家の手伝いを選択し、もう1人は野津町内で独立し野菜栽培に挑戦している。なお独立した従業員の農地、ハウスの確保、農機、販路等は西日本農業社が支援、紹介している。この2人の前に水田部門を担当していた従業員も数年で退職しており、現在は野津町内の別の法人で野菜栽培に取り組んでいる。また2013年春には水田部門の担当者として新卒者を1人採用したが、こちらも数ヶ月で退職してしまう。

西日本農業社としても、若者定着のためにいくつかの手を打ってきた。まずはITの積極的導入である。大手電機メーカーと水田農業の効率化のためのシステム開発で連携し、タブレットを導入し作業データを蓄積したり、専門のソフトを開発し圃場情報を管理している。また当初作業の効率化や規模拡大に重きを置き、米のブランド化、高付加価値化には消極的だったが、2012年度には「米・食味分析鑑定コンクール」にチャレンジし、「都道府県代表お米選手権・特別優秀賞」を受賞している。2013年度には麦で県知事賞、農協中央会長賞を受賞した。これらも若手従業員のモチベーション向上が大きな目的だった。情報端末を活用し、また土壌診断にもとづく施肥設計など、若者が主体的に取り組める水田農業を目指して様々な模索をしている。

しかし結果的にこれまで水田部門に定着した若者はいない。なぜ若者は水田農業に定着しないのか、社長は以下の2点の要因を挙げている。ひとつは重労働、天候や季節によって不規則になる労働時間、作業中の孤独といった農業、特に土地利用型農業の性格である。もうひとつは、農業や農地に対する愛着、地域への帰属意識である。基本的に町外出身者が多く、西日本農業社に勤務する間も大分市等野津町外から通勤するケースが多い。風景や住環境、生物多様性といった視点で水田農業を見ることができず、マイナス面ばかりを意識してしまう。

これらの若者は農業から離れるわけではなく、野津町内で独立、もしくは他の法人で畑作や園芸に従事しているケースが多い。したがって農業一般というよりも、中山間地域の水田農業と若者の相性の悪さ、として理解する必要がある。

若者を水田農業に、という社長の方針もあり、西日本農業社としては一貫して20-30代の若者を水田農業の担当として採用し続けてきた。しかし2013年度後半からは方向を変え、地元の50-60代の臨時雇用中心の対応へ切り替えた。若者の定着が難しいと判断したと同時に、設立から9年が経過し、地域でもその存在が定着し人脈が広がったことも大きい。

若者の雇用に比べ、技術や経験が豊富で、地元の地形や人間関係も把握しており、さらに農業の繁閑も理解し、定年後で比較的時間的、経済的余裕があり、柔軟な対応が可能である。また地元出身で農地や地域への愛着も持つ。町外の若者に比べ地元のリタイア層の雇用には以上のメリットがある。

通常であればこういった人材は集落営農に参加するが、先に見たように野津町では集落営農の組織化は進んでおらず、受け皿がない。そこにうまく西日本農業社の方向転換がマッチした。現在のメンバー以外にも、定年後「雇ってほしい」という人が複数おり、当面労働力の調達には不安はない。

2011年の調査時点では、機械、施設の稼働率とともに、労働力の限界からこれ以上の規模拡大には積極的でなかった。しかし調達方法が大きく変わり、労働力がボトルネックではなくなったため、農地集積にも意欲を取り戻している。水田の返却が止まった理由のひとつもここにある。

以上のように労働力調達の手法は大きく変わったが、若者の定着を完全に諦めたわけではない。2013年秋から採用した30代の男性（旧臼杵市から通勤）は、

現在は乾燥調製作業に従事しているが、本人の希望もあり、この冬の麦の播種からはトラクターにも乗る予定である。

このケースのように意欲的、主体的な若者の受け入れは継続していくが、基本は地元のリタイア層を中心とした編成で、当面の水田の作業を行うことにしている¹⁶⁾。

(6) 今後の展望―地主組織設立に向けて―

労働力調達とならんで、西日本農業社の水田農業部門の大きな課題は地主、集落との関係構築である。参入から9年が経過し徐々に信頼を得るとともに、受け手市場化の中で、地代の減額や防護柵の設置、農用地利用改善団体の組織化と特定農業法人化など、地主、集落側との関係も変化してきた。

西日本農業社が次に目指すのは、地主、集落の更なる組織化である。地代の支払、米の配達、契約の更新といった事務作業、農道・水路の維持管理、肥培管理、畦畔の草刈、さらには機械作業のオペレーターまで地主、集落による組織に再委託できないか、と考えている。その場合、例えば地代を大幅に引き上げるが、そのうち一定額を地主組織で積み立て、事務、農作業従事者の人件費とする。

形としては豊倉のように利用改善団体を各集落に組織する、人・農地プランの枠組みを活用する等の案もあるが、まだ西日本農業社と関係のない農家もあることから、まずは西日本農業社に農地を貸し出している地主だけを集落を越えて集める方法をイメージしている。その際、不在村地主や相続予定者にも組織に加わってほしいと考えている。

これにより経営の効率化、特に労働力調達がより容易になる。今後更なる農地集積が予想されるが、その分の労働力調達や事務連絡を西日本農業社が直接行うのではなく、むしろ地域が主体的に行う姿を目指す。農業に疎い相続人や不在村地主等の増加が予想される。他方でこれまで主に地元出身の会長夫妻がオペレーターの確保や地主とのコミュニケーションを担当してきたが、中長期的には両親に依存しない仕組みを考える必要があった。しかしすべての地主と会社が個別にコミュニケーションを取るのは容易ではない。それ以外にも飯米や贈答などでの米の販路拡大での協力、不耕起、冬期湛水等にチャレンジする場合の通水時期、水管理での協力などもメリットも期待している。

なお2013年10月現在、野津町の水田中心の集落では人・農地プランの作成は十分進んでいない（町内全体でもまだ3件）が、現在経営する圃場のある集落では積極的に参画していくこととしている。また行政や西日本農業社側から提案しなくても、主体的に西日本農業社を担い手として話を進めている集落が多いという。

5. 林業からの農業参入－中津江農林支援センター－

（1）中津江村の地域農業の概況

日田市は大分県西部、福岡県、熊本県との県境に位置し、2004年に旧日田市と2町3村が合併し誕生した。中津江村は新日田市の南部に位置し、日田市中心部まで40分、東隣の熊本県小国町の中心部までは15分の距離で、農業地域類型では山間農業地域に分類されている。高齢化が進んでおり、既に無人化した集落や、高齢化率100%という集落も複数ある。

中津江村の主要産業は林業であり、2010年センサスでは林野率は91.2%となっている。農業と林業は複合的に営まれている。2010年農林業センサスによると、村には農林業経営体が102あるが、農業のみを営むのは9、林業のみも7で、残り86（84.3%）は農業と林業を併せて行っている（大分県平均は67.8%、日田市全体だと75.1%）。

2010年時点で、総農家は166、販売農家82、自給的農家84、土地持ち非農家39で、全体を1とするとそれぞれ40.0%、41.0%、19.0%となっている。西日本農業社のある野津町では、49.7%、20.9%、29.3%、大分県全体は39.3%、22.8%、37.9%であり、中津江では販売農家よりも自給的農家が多いこと、土地持ち非農家が少ないことが特徴である。

なお2005年時点では、総農家183、販売農家94、自給的農家89、土地持ち非農家33だった。それぞれ減少しているが、全国的にも2005年から2010年にかけて販売農家は15%前後減少しており、中津江の数値はそれほど目立つものではない。

ただし野津同様集落営農がない中での減少である点に注意が必要である。既に見たように、大分県は全国でも集落営農の組織化が進んでいる県のひとつだ

が、中津江村では集落営農がまったくない。全国的には2007年前後での集落営農への急増に対応する形で農家戸数が減少したが、中津江では組織化なき戸数減少となっている。

では離農者が放出する農地は残存する農家に集積されているのだろうか。2010年センサスによると、「借入田あり」は17経営体で、面積は4haだった。経営耕地が1.0ha以上の経営も8つだけで、1.5ha以上に限れば3つである。1.0ha以上は6経営体だった2005年に比べれば増えてはいるが、放出される農地の受け皿としては機能しているとはいいがたい。結果として農業経営体の経営耕地は2005年の53haから49haへ、田に限っても31haから29haに減少している。ちなみに自給的農家の耕作分も17haから16haへ減少している¹⁷⁾。耕作放棄地は14haで、これは2005年の17haから減少しているが、経営耕地が増えていないことから、耕作放棄地ですらなくなった、完全に耕境外へ押し出されたと理解すべきだろう。

さらに問題なのは中山間地域等直接支払制度への対応である。第1期にはほぼすべての集落が参加し、中津江村で32の集落協定があったが、第2期には16協定と半減し、2010年度からの第3期では8協定となった。もちろん仮に協定数が減っても協定の統合が進み協定農地が減っていなければ問題ないが、面積も第1期の110.5haから第2期の67.2ha、第3期の32.4haへ、率にすると70.6%の大幅な減少である。さらに深刻なのが交付金額の減少である。当初中津江全体で1883.6万円あったのが、第2期には919.2万円と半減し、第3期には431.7万円とさらに半分以上、第1期からは77.1%の減少となっている。加えて、残る8協定のなかでも7協定は当初から面積、金額とも減少している。参加者、参加面積の減少に加え、単価も体制整備単価（10割単価）から基礎単価（8割単価）へ減額した協定が多い。

以上整理すれば、まず中津江村は林業中心の地域経済の中で、もともと農業の存在感は大きくない。特に水田農業は小規模高齢農家が中心で、離農は少ないが、放出される農地を集積して規模拡大する経営はなく、さらに集落営農の組織化も進まず、結果として農地は年々減少している。集落としての取り組みを推進するための中山間支払も機能せず、離脱する地域が後を立たない。このように水田農業の担い手が見当たらない中で白羽の矢が立ったのが、以下

でみる中津江村農林支援センター（以下ではセンターとする）である。

（2）農林支援センターの現状（表3）

センターは林業と農業（ともに作業受託）を営む株式会社である。事業の中心は林業で、認定林業事業体にもなっている。2012年度は主伐（26.4ha）、間伐（27.0ha）、除伐（2.3ha）、作業道開設（4.0km）、下刈り（7.0ha）、植え付け（0.8ha）、林道草刈（10.0km）、植林等の林業関係のイベントの事務局など、林業関係の様々な仕事を受託している。それに対し、農作業受託は、作業によってばらつきがあるが、最も多い収穫作業で7.8ha、次が田植えで6.1ha、耕うん・代掻きは1.7ha、防除が3.2haである。センターの収入に占める割合は5%程度で、大きなインパクトはない。なお作業受託分のうち全作業受託が1.7haあり、それ以外にセンターのメンバーの耕作分が0.6haある。ただしセンターにとってインパクトは小さくとも、中津江村の水田農業にとっては一定の存在感を持つ。村内の水田面積が60ha程度とすれば、刈り取りでは、既にその1割以上を担っている計算になる。

現在センターの構成員は11人、出資者（役員）が6人で、うち4人が農家である。それ以外に従業員が5人おり、うち女性2人が主に事務を担当する。農業に従事するのは6人、主はセンターの代表（47歳）と農業担当理事（前代表、61歳）、

表3 中津江村農林支援センターの概要（2012年）

経営概況	農作業受託、林業、2014年度より農業経営開始予定
労働力	11人、男性9人（20代2人、30代1人、40代3人、50代1人、60代1人、70代1人）、うち6人が農業担当、うち4人が農家
主な機械装備（農業のみ）	トラクター・・・2台（20ps、17ps） 田植え機・・・3台（4条2台、歩行型1台） コンバイン・・・2台（2条）
作業受託	耕うん、代掻き1.7ha、田植え6.1ha、防除3.2ha、稲刈り7.8ha
米麦の販路	全作業受託分を販売。旧村内の合宿施設、道の駅食堂へ全量出荷（単価：8,000円/60kg）
経緯	2001年 林業主体の企業組合として発足 2002年 農作業受託開始 2013年 株式会社化、農業生産法人認定予定 2014年 利用権設定開始予定

資料：中津江村農林支援センター資料および聞き取り調査より作成。

それ以外に45歳、32歳、27歳の若手が必要に応じて参加している。水管理等は代表の父親（70歳）が主に担当する。

機械、施設設備は、トラクター2台（20ps、17ps）、田植機3台（4条2台、歩行型1台）、コンバイン2条2台で、乾燥機はない。林業用の機械は様々な補助を受けて導入したが、農業については市町村合併前にコンバイン1台について約6割の補助で導入した以外は、すべて自己資金で揃えた。乾燥機については、農協のライスセンターで8石と15石を常時使用している。小型を使うのは、個別乾燥を望む委託者が多いためで、したがって乾燥調製作業は1日2軒分しか受けられない。なお作業料金は日田市全体の協議会が示す金額で、作業の非効率性や運搬のコスト高は転嫁できていない。

受託する水田の分布範囲は広い。中津江村内には33の農業集落があるが、そのうち16集落から稲刈りを受託している。最も多い集落で1.3ha（地主5人）で、10a程度の受託面積しかない集落も複数ある。また乗用のトラクターや田植機が入らず、耕運機や歩行型の田植機を用いることも多い。所在地から最も遠い集落まではトラックで20分強かかり、2012年は34a、5枚の稲刈りを受けている。作業は2台のコンバインで1日かかる。小区画不整形の圃場が多く、また圃場が集落内でも分散しているため作業効率が悪い。さらに日当たりが悪いところが多いため、天気がよくても10時過ぎから、曇り空だと昼過ぎでないと稲刈りができない。

センターが最も条件が良いとする集落でも状況はあまり変わらない。移動は10分程度だが、最も広い田で10aしかない。当該集落では、2013年度4人から田植え作業を受託したが、その作業に2人が5-7時間ずつ4日間費やした。4人から受託した面積は74aだが、それだけで18枚あり（4.1a/枚）、圃場は不整形で作業効率が悪い。さらに地主との関係も効率を落としている。例えば作業日程は地主の都合に合わせているため、4人それぞれ1日ずつ作業しなくてはならない。さらに委託者には事前に水を抜いて置くように依頼するが、それでも水が入ったままのケースが多く、到着後すぐ作業が始められることはまれである。このようにセンターの農作業受託は圃場の大きさや区画の形状、分散、日当たりといった地理的条件に加え、地主との関係でも作業効率が悪くなっている。

「支援」センターという公的な雰囲気を持つ名前ではあるが、センターは設

立や運営について行政や農協、森林組合等から人的、財政的支援を受けているわけではない。純然たる民間企業であり、農業公社のように、地域で条件の悪い圃場ばかりが集まり、結果として効率が悪くなっているわけではない。委託する側も受けてくれるかを考えてから委託しているという。センターの作業の非効率さは、中津江村全体で地理的条件が悪く、それに地主との関係が追い打ちをかけているのが理由といえる。

ではなぜセンターは非効率な農業部門を抱え続けるのか、理由は主に二つある。ひとつは林業と水田農業の繁閑のバランスである。林業は雨天には作業が出来ない。特に雨が多い梅雨時期の仕事がないのに対し、水田では代掻きや田植えなど、5月から6月にかけて天候に左右されずに仕事ができる。フルタイムで雇用する労働力の活用方法として、林業と農業は相性が良い。また林業関係の機械に比べれば農業用の機械は扱いも容易で危険も少ない。

もうひとつは、林業関係の業務の円滑化である。先に見たように中津江の林家のほとんどは農業も営む。農作業を受託することで林家でもある委託者との良好な関係が築ける。作業の依頼や紹介、作業時に敷地内を通らせてもらうなどの協力が得やすくなる。また水田の荒廃は住環境の悪化とイコールであり、高齢者の離村につながるケースもある。水田が維持できず離農が増え、不在村地主化が進めば、コミュニケーションに支障を来し、林業の方もマイナスとなる。

これ以外にも、中心メンバーが水田を所有し、その維持が必要なこと、近年林業だけで求人を出しても思うように応募がないため、事業を多角化することで農業に興味を持つ求職者からのアプローチが期待できること、なども農業に取り組む理由である。

(3) 設立からの経緯

センターは2001年10月の設立で、既に13年目に入っている。前代表で現在は農業担当の理事であるA氏ともうひとりが中心となって立ち上げた。A氏はもともと林業に従事していたが、ログハウスメーカーに転じ、その後再び地元へ戻り林業に従事していた。林業が盛んな中津江村では、森林組合等から作業を引き受ける作業班がいくつもあった。家族に数人の従業員、という形で営まれ

るものが多かったが、親世代のリタイア、林業の不振や機械の大型化等で、若手がいても存続が難しいケースも多かった。また林業ではどうしても事故が避けられないが、保険や年金といった社会保障に対応していない場合もあった。家族ではなく法人として、また労働条件も整備した受け皿として設立されたのがセンターだった。なおセンター設立に当たって、手軽に設立できること、また商工会に相談したこともあり、形態としては企業組合を選択した。

設立当初は3人でスタートしたが、実際に作業を受け始めた2002年度には7人、その後も父親のリタイア等で徐々に地域の若手林業従事者が加わり、10人を超えるメンバーとなった。また地元の林業従事者とは別に、外部からも若者を雇用し、最も多い時期（2010年）には15人の構成員を抱えた。

名称は当初から「農」林支援センターだったが、事業はあくまでも林業中心で考えていた。メンバーには農家もいたが、農業は個別に営まれていた。だがまず2001年に村がアンケートをとったところ、3割の農家がなんらかの作業委託を希望していることがわかり、また直接センターに依頼してくるケースもあり、事業として本格的に取り組むこととした。ただ当初作業量は多くなく、2009年時点で各作業とも2ha程度だった。その後田植えと稲刈りが面積を伸ばし現在に至っている。また2012年度からは農薬散布の受託もはじめた。

（4）今後の展望と関係機関の支援

センターは2013年8月に企業組合から株式会社に登記を変更した。理由は農生産法人の資格を得て、農地の利用権設定を可能にするためである。既に見たようにセンターでは個別の作業だけでなく全作業の受託も行っている。しかし地主の他界等で、作業委託ではなく利用権設定の受け入れに対する要望が大きくなってきた。センター自身も利用権設定の受け皿としての役割を自覚すると同時に、県や市当局からの勧めもあり、登記変更を決断した。

利用権設定に切り替えると、新たな課題が生じる。まずは水路、農道の管理である。実はこれまでも全作業受託をしている圃場の一部では、地主が作業に参加できず、センターが無償で作業に参加してきた。ただ多くの集落で出役が求められれば、日程の重複や人件費の負担の問題が表面化してくる。

次は獣害対策である。野津町同様、中津江村でもイノシシを中心に被害は深

刻である。しかし野津のような集落全体での防護柵設置は進んでいない。圃場が分散しており設置コストが嵩むこと、高齢化が進み、後継者や集落営農もなく、農地継承が展望できず、中長期的な投資が難しいことが主な理由である。したがって個別での電柵等の設置が必要になる。これも一部圃場ではすでにセンターとして対応しているが、利用権設定が進めば大きなコストとなる。

次に米の販路である。これも既にメンバーの水田、および全作業受託をしている水田の米はセンターとして販売している。値段は8千円/30kgで、主な相手は中津江村内のスポーツセンターと道の駅の食堂である。スポーツセンターは数百人単位での合宿もあり、道の駅とあわせ梅雨前には在庫がなくなる。しかし利用権設定により面積が増えれば、センターとして抱える米の量も多くなり、梅雨を越す在庫を抱えねばならず、保冷库等の新たな投資、また新たな販路開拓も必要になるかもしれない。

以上のような課題が予想されるため¹⁸⁾、センターでは積極的に利用権設定を進め経営規模を拡大する意思はない。あくまでも最終手段、最後の受け皿としての対応という位置づけである。また水管理や畦畔の除草等は、ある程度の粗放化を地主に理解してもらう必要がある、としている。

株式会社化、農業生産法人化に当たって、支援する関係機関では3つのポイントを重視している。ひとつは「人・農地プラン」でのセンターの位置づけである。新規投資の際のスーパーL資金の活用、出し手側への協力金確保、その他人・農地プランの作成を要件とした諸事業への対応が求められる。特に協力を呼び水に、円滑化団体を通じた利用権設定を進め、センターとして規模拡大加算を獲得することを目指す。

次は人・農地プランとも絡む中山間支払への対応である。先に見たように中津江村では対象要件は満たすものの、協定を更新できずに離脱した集落が多い。集落協定を足がかりに人・農地プランに取り組む地域も多いが、関係機関では、センターを核に両者を同時に推進しようとしている。協定が更新できなかった理由のひとつは事務作業の負担である。それをセンターとして受託し、地域の負担軽減を図る。またセンターが受け皿になることで5年間の営農継続のプレッシャーを緩和することもできる。さらに人・農地プランと同時に進めることで、現在8割単価（基礎単価）となっている協定も、C要件を活用して10割単価（体

制整備単価）をうけることも可能となる。センターは事務作業受託で一定の収入が見込めると同時に、耕作者として交付金を受け取ることができ、条件不利性の緩和に役立つ。

最後は地主、集落の協力体制構築である。センターが効率的に農業に取り組むためには、地主、集落の協力が欠かせない。上で見た人・農地プラン、中山間支払といった制度面での協力もあるが、肥培管理や除草、共同作業といったフィールドでの協力も期待されている。また作業受委託でも、集落単位での日程調整や、水管理の徹底など協力の余地は大きい。

以上の点はセンターが単独で地主、集落と交渉することは難しく、2013年の秋以降、県や市当局が間に入って話を進めていくこととなっている。

6. ま と め

第2節では、中山間地域の水田農業が抱える課題を、①経営、機械作業を中心とした「2階部分」を担う主体の確保、②肥培管理や地域資源管理等の「1階部分」を担う地主、集落の力をどう引き出すか、の2つに整理した。

西日本農業社は、2階部分の数少ない担い手であり、十分な収益が上がりなくとも水田農業を継続してきた。労働力はこれまでの自前で若者を雇用する方針を改め、地元のパートに切り替えることで、柔軟な労働力調達が可能になった。「1階部分」については、急速な受け手市場化の中で、西日本農業社から呼びかける形で、地代の減額、農用地利用改善団体の組織化、防護柵の設置が進んできた。今後は労働力調達、地代支払、契約更新、販路拡大等のため、更なる地主、集落の組織化を計画している。

もう一方の中津江村農林支援センターは、林業主体で一部農作業も受託する企業組合だった。2013年に株式会社化し、2014年度以降、利用権の設定も可能になった。ただ積極的な経営規模拡大は考えておらず、あくまで最後の受け皿としての機能を担う。西日本農業社は、営農条件改善のため自ら地主や集落にアプローチしていたが、センターでは、市や県にその役割を任せる。「人・農地プラン」の推進や中山間支払の復活に絡めて、集落単位での「1階部分」の組織化、活性化を期待している。

両者の共通点は、水田農業への強い思い入れと、収益部門となる他事業の兼営であろう。西日本農業社はベビーリーフの調製、販売、センターは林業と、一定の収益が見込める分野を持っている。畑作が盛んな野津、林業中心の中津江と、それぞれ地域の個性を前提にした兼営であり、そのままでどこでも応用が利く一般性があるとはいえない。しかし、その地域の個性に応じて農業との兼営が可能な主体が埋もれている可能性はゼロではない。

2階部分は地域の事情に応じて様々な可能性がありうるが、それを受け入れる1階部分の地主や集落がしっかり受け入れ態勢を取れるかが、もうひとつのポイントである。どちらの事例も2階を担う主体との連携を、集落側が積極的に進めているわけではない。むしろ野津の場合は西日本農業社から、中津江の場合は市や県が地主や集落の取り組みを促している。野津ではその後は柵の設置や人・農地プランの作成など集落側が主体的に取り組むケースも生まれているが、地域外の主体を受け入れ、そのサポートを積極的に行うことは、集落が苦手とする分野だといえる。西日本農業社のように、社長が経営の観点から方針を出し、地域の事情を把握している会長夫婦が交渉にあたる、という体制が取れるケースは多くない。中津江のように県や市が間に入り、地主、集落側の取り組みを促す必要がある。

制度上は人・農地プランや中山間支払が一部その機能を持っている。現在「多面的機能支払」の検討が進んでおり、個人ではなく中山間支払のように地域を対象にするアイデアが出されている。そこでもこれらの課題を意識した制度設計が望まれる。

付 記

本稿執筆に当たり西日本農業社、中津江村農林支援センター、ならびに大分県西部振興局農山村振興部の皆様に大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

注

- 1) 細山隆夫『農地賃貸借進展の地域差と大規模借地経営の展開』（農林統計協会、2004年）第8章参照。
- 2) 橋口卓也「2010年農林業センサスにおける農業地域類型別の動向」（安藤光義編『農業構造変動の地域分析』農山漁村文化協会、2012年12月、57-84頁）の表2-1を参照。
- 3) 橋口前掲論文の表2-3参照。
- 4) 第2期から第3期への制度の変更や実態については、拙稿「中山間地域水田農業の実態と支援方策」（『農業問題研究』農業問題研究学会、第45巻第1号、2013年7月、1-11頁）および同じく拙稿「中山間地域等直接支払制度の運用にみる地域農業の実態」（『大分大学経済論集』第64巻第2号、大分大学経済学会、2012年7月、31-52頁）を参照。
- 5) もちろんその背景には不利性の補正が十分ではないことがあるが、本稿での検討課題を超えるためここでは触れない。
- 6) 楠本雅弘『地域の多様な条件を生かす集落営農』（農山漁村文化協会、2006年）第3章参照。
- 7) 本節の（1）から（3）の記述は、2011年度末までの状況を整理した拙稿「条件不利地域における大規模経営と集落の緊張関係」（安藤光義編『大規模経営の成立条件』、農山漁村文化協会、2013年3月、241-267頁）を本稿の問題意識に沿って圧縮、修正したものであり、（4）以降は2012年以降の状況を、追加調査に基づき整理し、まとめたものである。条件不利圃場の返却事例や防護柵設置を契機とした農用地利用改善団体設立の経緯の詳細は前稿を参照のこと。
- 8) 担い手としては、企業誘致に特徴がある。一般的な地元土建業や外食産業に加え、外部の鉄道や流通、不動産といった様々な業界からの参入を受け入れている。これらの企業は畑で野菜や茶等を生産しており、水田での企業参入例は西日本農業社以外にはない。
- 9) その他野津町の水田農業の性格としては、中山間地域としては高い基盤整備率（ただし30a以上の区画はほとんどない）、低米価（農協の仮払い金は近年5-6千円前後）、農協の低集荷率（2割程度）、低単収（日当たりが悪く旧臼杵市の平坦部に比べ約1俵低い）等も指摘できる。
- 10) 2010年度までの制度では地元負担は5%で、10a当たりでは0.5-2.0万円/10aになる。仮に1万円/10aとすれば、平均田所有面積は50a程度のため、5万円/戸前後の負担額となる。整備田であれば、小作料が1万円程度のため、1年の地代で相殺できる。獣害により受け手が見つからず耕作放棄するよりも、柵を設置し貸し出した方が合理的である。また仮に受け手が見つかったとしても、柵がなければ小作料は5千円、もしくは無償となる。5千円であれば、柵を設置しても2年で元が取れる計算となる。
- 11) 2012年度まではベビーリーフの生産も行っていたが、現在は連携する参入企業に従業員を含めて譲渡し、西日本農業社は調製と販売に特化している。
- 12) これまで補助事業の利用はコンバイン1台、田植え機1台（既に更新）、トラクターのアタッチメントのみで、それ以外はすべて自前で調達してきた。農業生産法人、認定農業者にもなっており、生産調整も達成しているがこれまで各種補助事業は積極的に活用してこなかった。
- 13) 西日本農業社では、田は基本的に利用権を設定（10年中心）するが、2011年度からは有償の場合も相対契約で済ませるケースがある。戸別所得補償や共済に利用権設定が必要ないこと、また以前のように報奨金等もないので設定する理由がないこと

が理由である。

- 14) 防護柵が設置されれば、週1回程度、他の作業のついでの見回りでよいが、防護柵のない圃場は、数倍のコストがかかる。まず西日本農業社独自に電柵やナイロンのネットを設置する。電柵の場合、設置に6-7万円/枚、単一電池が8本（千円前後）必要となる。週2回、電圧と食害の確認のため、設置した圃場の畦をすべて歩く。電圧チェックは2人必要で、これとは別に、草からの漏電を防ぐため、冬以外は月1回程度の草刈りがいる。さらに電柵は稲と麦で使いまわすため、シーズンごとに設置しなおす必要もある。ちなみに、2011年現在、麦の見回りは1回に約3時間、36.4kmを移動する。
- 15) 柵の設置が徹底できていない集落は、完璧に設置した集落よりも設置は早い集落が多く、被害が広がりつつある時期に、山際のみ設置したケースが多い。その後、柵を設置しなかった川側や道路側からイノシシ、シカが侵入するようになり、被害が深刻化している。
- 16) まだ具体化していないが西日本農業社では、もうひとつの労働力調達の方策も考えている。野津町の若手農家が稲作の作業受託を始めており、その乾燥調製は西日本農業社が受けている。西日本農業社として機械や労働力を増やすのではなく、そのグループへの作業の斡旋、相互補完を構想している。なおこの若手グループは、タバコ農家を中心である。野津町は隣接する豊後大野市と並んで、県内で最も葉タバコの生産が盛んな地域だったが、2011年に約半分の農家が廃作した。残る農家も今後の方向性を模索しており、そのひとつの選択肢として水田の作業受託に取り組んでいる。
- 17) 2005年センサスの農業経営体と自給的農家の経営耕地を合わせると70haになるが、合併直前の2003年時点での「面積調査」では114haの耕地があることになっている。合併後の中津江の面積統計の数値はわからないが、2005年時点で44haもギャップがあり、2010年時点でも実態とは一定の差があると思われる。
- 18) 他方圃場条件が悪く、基盤整備はまったく行われていないため、償還金等の負担はない。また大規模な用水開発等もないため水利費が必要なケースもない。